

# 予算大綱説明

平成29年2月

東三河広域連合



本日、ここに平成29年2月東三河広域連合議会定例会を招集し、新年度予算のご審議をお願いするにあたり、広域連合長として広域連合運営についての所信の一端と予算の大綱を申し上げ、住民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年11月30日の東三河広域連合長選挙において広域連合長に再選いただき、引き続き広域連合の舵取りを担わせていただくことになりました。大変光栄であるとともに、その重責に身が引き締まる思いでございます。

さて、私は、広域連合が設立されて以降、広域連合の取り組みの3つの柱である「共同処理事務」「広域連携事業」「権限移譲事務」を着実に進めることで、東三河の「地域力」「自立力」「行政遂行力」を高めながら、将来にわたって「成長する広域連合」を目指して取り組みを行ってまいりました。

こうした取り組みが少しずつ実を結び、市町村単位での住民サービスの向上を目指した事業展開に加え、市町村の壁を越え東三河地域全体の連携や発展を考える意識が醸成されつつあると実感しております。一例ではございますが、昨年7月に秋篠宮殿下妃殿下をお迎えし、盛大に開催された「海フェスタ東三河」では、参加した各団体をはじめ住民の皆様方に東三河の一体感を肌で感じただけたものと考えており、大きな成果を挙げることができましたのも、こうした取り組みの成果と自負しております。

今後とも東三河に暮らす人々が、「東三河」を実感していただけることができるよう、この流れを大きくしてまいりたいと考えております。

現在、広域連合では、設立当初の共同処理事務として掲げた6つの事務のうち、既に5つの事務について事業を開始しております。

残された介護保険の統合につきましても、東三河地域の高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスに関する課題に地域全体で対応するものであり、平成30年度の事業開始に向け、全力を傾注し万全の準備を整えてまいりたいと考えております。

また、全国の自治体では、人口減少の抑制や地域の持続的な発展に向け、地域の実情に応じた地方創生への取り組みが進められています。東三河8市町村では、すでにそれぞれの市町村において総合戦略の策定を終え、様々な人口減少対策や経済振興策が進められておりますが、東三河広域連合においても、全国に先駆けて広域的な観点に立った総合戦略が間もなく策定の運びとなります。広域連合が策定する総合戦略は、東三河が将来にわたって持続的に発展を遂げるために必要不可欠なものあります。

私は、東三河8市町村に加え、広域連合が主体的に地方創生への取り組みを進めることで、さらなる効果を生み出し、東三河が全国の先駆的なモデルとなるよう、地方創生への取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを強力に推し進めることで、住民の皆様が誇りと愛着を持ち、真の豊かさが実感できる、そんな東三河を目指して引き続き構成市町村と緊密に連携を図りながら全力で職務に邁進していく所存でございます。

以上が、2期目となる広域連合運営に臨む私の所信の一端でございます。

続きまして、新年度予算の主な内容について申し上げます。

まずは、共同処理事務についてでございます。

平成30年度の介護保険統合に向けた準備事務につきましては、引き続き第7期介護保険事業計画の策定や介護保険システムの構

築を行ってまいります。また、広域連合が行う介護保険事業の内容を確実にお伝えするとともに、住民の皆様からのご意見を伺うため、住民説明会や事業所説明会を開催するほか、「広報ひがしみかわ」や構成市町村の広報紙を活用した周知など、丁寧な説明に努めてまいります。このほか、被保険者証の作成・送付や介護保険料の通知書の作成など、平成30年度から円滑に事業が開始できるよう万全の準備を進めてまいります。

滞納整理に関する事務につきましては、地域住民の税負担に対する公平性を確保するため、構成市町村より移管を受けた高額・徴収困難事案について、引き続き愛知県東三河地方税滞納整理機構と連携しながら滞納整理事務を行ってまいります。

消費生活相談等に関する事務につきましては、構成市町村に設置いたしました消費生活センターや消費生活相談室において専門相談員による相談を継続して実施するとともに、相談員の育成やスキルアップにも力を注いでまいります。また、被害防止に向けた取り組みにつきましては、新たに聴覚障害のある方にも消費生活講座を受けていただくことができるよう、手話通訳者を講座に派遣するなど啓発を強化してまいります。

航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務につきましては、2か年事業の最終年度となりますが、主に5市における地形図データ等の作成を行ってまいります。

社会福祉法人の認可等に関する事務並びに障害支援区分認定審査会に関する事務につきましても、引き続き着実な事業運営に努めてまいります。

次に広域連携事業についてでございます。

東三河ブランドショップ事業につきましては、これまで実施してまいりました実現可能性調査や実証実験の結果を踏まえ、設置候補地や機能、設置や運営に係る費用、運営スキームなど具体的な事業

計画に必要な調査を実施してまいります。また、魅力発信事業におきましては、東京駅や名古屋駅でのデジタルサイネージによる観光PR画像の掲出や、東三河モニターツアーの実施などを通じて、さらなる東三河の認知度拡大を図ってまいります。

なお、これらの事業につきましては、現在策定中の総合戦略にも位置付け、地方創生の観点からもしっかりと取り組んでまいります。

次に事務権限の移譲についての取り組みでございます。

現在、愛知県が行っている介護保険事業所の指定事務と指導監査事務につきまして、平成30年度の介護保険事業の開始に合わせ、広域連合への権限移譲が行われるよう、県との協議を進めてまいります。また、児童相談所と保健所の事務権限の移譲につきましても、国の動向をしっかりと注視しながら継続して調査研究を進めてまいります。

事務・事業の実施にあたりましては、引き続き構成市町村と緊密に連携を図るとともに、必要に応じて東三河県庁や東三河広域経済連合会など関係団体とも連携してまいります。

以上、ご説明申し上げました主要な事務・事業を盛り込み編成いたしました、平成29年度東三河広域連合一般会計予算の額は、10億4,840万円となっており、地域住民に最も深い関わりを持つ介護保険の統合に向けた準備を着実に進めるとともに、人口減少を克服するための地方創生への取り組みに対応した予算編成となっております。

住民の皆様並びに議員各位におかれましては、今後とも東三河広域連合の運営に対しまして深いご理解とご協力をお願い申し上げ、予算大綱説明とさせていただきます。